

委託業務仕様書

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

高校生世代に向けた日本語学習支援業務

(2) 目的

日本における在住外国人の増加に伴い、日本語指導を必要とする外国人生徒等（以下「外国人生徒等」という。）の数も増加している。しかし、進学状況は厳しく、全中學生の高等学校進学率が99%であるのに対して、外国人生徒等の進学率は90%となっており、また、全高校生の中退率は1.1%、卒業後の進路未決定率は6.5%であるのに対し、外国人生徒等の中退率は8.5%、卒業後の進路未決定率は11.8%という状況にある。

そこで、外国人生徒等が高等学校に進学・卒業することで、日本での生活に円滑に適応し、将来、経済的・社会的自立ができるよう、高校生世代の外国人生徒等が高等学校・夜間中学校外で日本語を学習できる環境をつくり、持続可能な支援体制を整えることを目的として、本事業を実施する。

※出展元：日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和5年度）

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421569_00006.htm

2. 業務内容

(1) 高校生世代に向けた日本語教室の実施

- ・日本語能力が原因で授業内容が十分に理解できず成績が振るわない生徒や、また、義務教育年齢を超過した後に渡日したために中学校での学習を経ずに直接高校への入学を目指す若者等が継続的に日本語を学習できる場を設ける。

<対象者>

概ね15歳～20歳かつ渡日から概ね5年以内であり、下記のいずれかに該当する者

- i) 日本語指導が必要な生徒（高校中退後に編入を目指す者も含む）
- ii) 渡日後に中学校を経ず、直接高校を受験する生徒

①開催日時

（通年教室）

月6クラス程度（学習習慣を定着させるため特定の曜日とすることが望ましい。）
時間は2時間/クラス程度とすること。

※定時制高校と全日制高校の生徒など時間帯の調整が困難な際にはクラスを分ける、曜日を変更するなど柔軟に対応すること。また、実施日は定期考査や学校行事も鑑みて決定すること。

(集中教室)

夏季・冬季休業期間を中心として実施する。

時期・回数等については、委託者と協議の上、決定する。

②場所

市内貸会議室等

(委託者と協議の上、受託者が確保する。また、会場使用料等は受託者が負担すること。なお、確保にあたっては、学習者の利便性を考慮し、できる限り同一教室で実施することが望ましいが、必ずしも同一でなくてもよい。)

③学習者数

最大 20 名程度

④運営体制

コーディネーター 2 名、ボランティア講師 7 名程度

※ボランティア講師は、別表 1 に示す諸団体もしくは委託者が特に認める団体の実施する日本語学習支援に資する講座等を受講している者とすること。

※講師は学習内容を記録し、コーディネーターが全体を把握するなど、学習の目標設定、記録と全体管理を効果的に実施する体制を整備すること。

⑤備考

- ・定期的に学習者と講師が相談し、学習目標を立てること。
- ・休憩時間には、学習者同士の会話ができるようコーディネーター等が中心となり、交流を促進すること。
- ・学習者の学習意欲を向上させるような仕掛けを取り入れること。
- ・原則として対面での実施とするが、今後の近隣市町と連携した広域実施も見据え、対面でなくても学習継続が可能と判断される場合（複数人向けに同様の講義を実施する場合等）または、遠方である、交通費の捻出が難しいなどの理由により対面での実施が難しい学習者がいる場合は、オンラインでの学習支援も試行的に実施すること。なお、試行実施から得られたオンラインを活用した学習支援方法のポイントについては、「教室運営の仕組みづくりのための手引き」に盛り込むこと。

(2) 学習希望者募集にかかる広報

学習希望者の募集に際して、委託者と連携し、市内公立学校や外国人支援団体、日本語学校等を通じて、広報を行うこと。（広報媒体の種類は問わない。）その際、受託者が運営しているホームページ・SNS 等を活用してもよい。

(3) 学習希望者からの申込受付、学習者等との連絡・調整等

- ①募集期間中（委託者と協議し、決定）に学習希望者からの申し込みを受け付ける。

(WEB フォーム、電子メール、電話、郵送等を想定しているが、手段は問わない。なるべく複数媒体での受け付けを行うこと。)

- ②申し込みのあった学習希望者と、対面もしくはオンライン会議システムを活用して面談を行い、学習者を決定する。
- ③学習者名簿等を作成し、出席状況を管理する。
- ④学習者が体調不良を訴える等の緊急事態が生じた際は、学習者名簿にて緊急連絡先を確認し、速やかに保護者等に連絡を取り、迎えを依頼すること。その際、一時的に事務所等にて学習者を待機させ、確実に保護者に引き渡すこと。
- ⑤教室開催期間中は、学習者本人や受講者保護者等からの電話連絡等に対して、常時対応できる体制を整えておくこと。

(4) 定例会議の開催

- ・学習者に対する教授方法、使用教材、学習意欲向上のためのアプローチ手法および日本語教室の運営方法等を検討するため、月1回程度の頻度で会議を開催すること。

(会議出席者)

- ・地域日本語教育総括プロデューサー
- ・地域日本語教育コーディネーター（KICC）
- ・外国人生徒等の指導に関わった経験のある者（高校教諭としての経験がある者等）
- ・外国人生徒等向けの日本語教育に関する知見を有する学識経験者 など

(5) 会議出席者等への連絡・調整、報酬支払

会議の出席者や教室開催のために必要となる人員と適宜連絡・調整を行うこと。あわせて、出務した日数や時間数に応じて、本人が指定する口座に報酬・交通費等を支払うこと。なお、報酬額については、文部科学省が提示する「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 参考諸謝金単価表」等を準用すること。

(6) 他自治体等からの視察受け入れ及び新規教室立ち上げにかかる支援の実施

他自治体や日本語教育機関、関係団体等から本事業に関する視察の希望があった場合には、学習者の定期考查や学校行事等に十分配慮しつつ、委託者と協議した上で、可能な範囲で受け入れを行う。

また、市内で新たに同様の教室の開設を検討している団体がいる場合には、ノウハウの共有や運営上の助言を行い、必要に応じて立ち上げにかかる伴走支援を行う。

(7) 「教室運営の仕組みづくりのための手引き」および「カリキュラム提案書」の改訂 2025年度に作成した「教室運営の仕組みづくりのための手引き」および「カリキュ

ラム提案書」について、例えば、オンラインでの学習支援方法や大学との連携、学習者のレベル・特性に応じた教材の選び方等、必要に応じて加筆・修正を行う。

(8) その他関連する業務

3. 業務実施にあたっての補足事項

- ・本業務の実施にあたっては、委託者および関係機関との連携を図ること。
- ・本業務の実施にあたって疑義が生じた事項等については、隨時委託者と協議のうえで対応すること。
- ・受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。その他、個人情報等の保護については、委託契約約款第29条を順守すること。

4. 業務報告

- ・毎月、業務の進捗状況について、月例報告書を作成し、翌月10日までに委託者までEメールで提出すること。様式不問。

5. 契約期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで

6. 契約金額

金〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税含む）

7. 委託料の支払い

委託業務完了後、受託者からの業務報告書をもって、検査を行い、検査終了後、受託者からの請求に基づき支払うこととする。

ただし、業務遂行上、委託者が必要であると認める場合は、分割払いや前金払いをすることができる。

8. その他

(1) 留意事項

- ①業務実施にあたってはプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。業務遂行にあたっては、委託者の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下

のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

- ②業務の遂行にあたっては、公の業務であることを認識し、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- ③本業務の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については委託者に帰属する。
- ④事故発生時は、速やかに委託者へ報告すること。
- ⑤契約後、速やかに業務責任者通知書（別添）および 情報セキュリティ対策の実施状況報告書（別添）をあわせて提出すること。
- ⑥可能な限り電子契約での締結とする。電子契約で締結する場合は、速やかに電子契約システム利用確認書（別添）を提出すること。

https://www.city.kobe.lg.jp/a08691/20220520_econtract.html

（2）記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(別表1)

公益財団法人 神戸国際コミュニティセンター
公益財団法人 兵庫県国際交流協会
公益財団法人 YWCA
公益財団法人 YMCA
特定非営利活動法人 実用日本語教育推進協会
特定非営利活動法人 神戸定住外国人支援センター
兵庫日本語ボランティアネットワーク